

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人航空大学校(以下「法人」という。)の平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)および決算報告書について監査を実施し、その方法および結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表および決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書および財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 法人の殆どの業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。

4 財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

5 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 既往の監事監査における指摘事項に関わる改善状況について

平成 26 年度監事監査報告書では一件を指摘事項とした。内容は「時間外労働・休日労働に関する協定届」の制限時間に抵触した事案である。

この指摘に対し、平成 27 年 12 月 8 日付け「監査報告書に関する対応について(報告)」により、改善策と改善状況の報告を受けた。

内容は二点。

一点目は時間外勤務累計が把握できる様式への時間外勤務実績簿の変更、および時間外勤務の事前申告と承認を確実に実施する体制への変更である。

二点目は労働基準法及び労働協約に対する意識改革を、様々な方法で全職員に周知徹底することである。

これを受け監事は通常の勤務状況の確認、および監事監査時に新様式の時間外勤務実績簿の使用状況および時間外勤務実績の確認を実施した。

上記二点は妥当な再発防止策であり、改善に向けた努力が認められ、指摘事項が改善方向にあることを確認した。

平成 28 年 6 月 24 日

独立行政法人航空大学校

監事

野中 邦敏



監事(非常勤)

本木下 愛子

